

事 務 連 絡

平成23年4月25日

各都道府県衛生主管部局御中

厚生労働省健康局結核感染症課

災害等により予防接種を受けられない者に対する特例措置について

平素より予防接種行政について特段のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の発生に伴い、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に定める定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者及び一定の間隔において複数回接種が必要な接種について予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）で定める間隔を過ぎてしまった者について、別添のとおり、特例措置を設けるための法令改正を行う予定としております。

別添の取扱いについては、本年3月11日に遡って適用することを予定しておりますので、実施主体の市町村におかれましては、政省令の公布を待たずに、予防接種法施行令及び予防接種実施規則の改正によって定期の予防接種の対象となる者に対する予防接種を実施して差し支えございません。

以上について、貴管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。